

津野町立認定こども園における保育業務支援システム導入及び運用保守業務
プロポーザル評価基準

1 審査方法等

審査方法は、提出書類に基づく書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、その合計点で受託候補者及び次点候補者を選定する。

2 評価項目及び評価内容

(1) 参加資格審査（書類審査）※事前書類審査

参加資格要件を満たしている事業者であるかを参加申込書等の提出書類をもって審査する。
なお、参加資格要件を満たしていない場合は、この時点で失格とする。

(2) 機能評価（機能要件一覧）※事前書類審査

機能要件一覧をもとに機能要件評価点を算出する。

ア 任意機能の加点方式による。

任意機能に対しての回答欄の対応可否の「○」の数が全任意機能中 45 個以上：20 点
任意機能に対しての回答欄の対応可否の「○」の数が全任意機能中 35 個以上：15 点
任意機能に対しての回答欄の対応可否の「○」の数が全任意機能中 25 個以上：10 点
任意機能に対しての回答欄の対応可否の「○」の数が全任意機能中 15 個以上：6 点
任意機能に対しての回答欄の対応可否の「○」の数が全任意機能中 5 個以上：2 点
代替案の内容については加点の対象としない。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査

審査内容と配点

審査内容評価点 合計 130 点【別紙1】

4 評価の方法について

- (1) 評価点を合算した値（満点 150 点）の 6 割を最低水準とし、最低水準に満たない提案者は選外とする。
- (2) 評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を、評価点及び見積金額が同一の場合は、機能要件一覧における対応不可数が少ない者を受託候補者とする。
- (3) 提案者が 1 者のみであった場合は、評価点を合算した値が最低水準を満たすとき、当該提案者を受託候補者として選定する。

【別紙１】

評価項目

評価項目			評価視点	配点
基本事項・システム概要	①	導入実績	地方自治体におけるシステムを構築した実績は十分であるか	１０点
	②	利便性・操作性	職員が利用しやすいシステムであるか。 利用者が分かりやすい画面表示や画面推移になっているか。	１５点
システム機能	③	園児・職員情報管理機能	園児情報は、情報の取込・検索・閲覧が容易であるか。	１０点
	④	登降園管理機能	登降園の際にスムーズに打刻ができるか。入力漏れや修正等による変更入力が容易であるか。	１０点
	⑤	保護者機能	保護者が欠席・遅刻等の連絡が容易にできるか。 園側からの情報配信が容易であり、保護者は配信内容が見やすく工夫されているか。	１０点
	⑥	各種帳票管理機能	本町の実情に合った帳票に対応できるか。どの職員でも帳票入力が容易であり、職員の負担軽減に配慮しているか。	１０点
初期設定・サポート体制	⑦	初期登録・導入支援	職員が負担なく登録できる仕様であるか。 導入時における職員の負担軽減の提案がある。	１０点
	⑧	運用支援	ヘルプデスク等の保守サービスについて職員及び保護者に有益な内容が示されているか。システム定着に向けて計画的かつ効果的な研修が実施可能であるか。研修は導入時各園１回、フォローアップ研修を年２回以上実施可能か。	１５点
	⑨	保守	障害発生等の緊急時の連絡体制及び対応フローが明確に示されているか。	５点
セキュリティ	⑩	情報セキュリティ	不正アクセス対策やデータバックアップ等のセキュリティについて詳細が示されているか。	１０点
プレゼンテーション	⑪	プレゼンテーション	プレゼンテーションは、分かりやすく説得力があるか。質疑応答は、適切に対応されているか。	１５点
価格評価	⑫	導入・運用費用	上記を踏まえ、妥当な価格であるか。	１０点
			合 計	１３０点

評価基準	評価	評価点
非常に優れている	S	配点×100%
優れている	A	配点×80%
標準	B	配点×60%
劣っている	C	配点×40%
非常に劣っている	D	配点×20%